

中野区教育委員会会議録 平成24年第11回定例会

○開会日 平成24年3月30日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時01分

○閉 会 午前 10時28分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(10名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠	
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純	
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治	
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子	
指導室長	喜 名 朝 博	
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸	
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳	
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子	欠席
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一	
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊	
健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)	浅 川 靖	

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	高木明郎
委員	飛鳥馬健次

○傍聴者数 0人

○議事日程

[議決案件]

- 日程第1 中野区教育委員会委員の議席の決定について
- 日程第2 第19号議案 中野区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第20号議案 中野区立少年自然の家処務規則を廃止する規則
- 日程第4 第21号議案 中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則
第22号議案 中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

[報告事項]

- (1) 委員長、委員、教育長報告事項
- (2) 事務局報告事項

中野区 教育委員会
第 1 1 回定例会
(平成 2 4 年 3 月 3 0 日)

午前10時01分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第11回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、教育委員は全員出席です。

事務局は、特別支援教育等連携担当副参事が欠席でございます。

本日の会議録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

なお、本日、議決案件に関連して、健康福祉部副参事・学習スポーツ担当、浅川靖さん
に出席を求めています。ご了承願います。

また、村木次長が、退職発令があり、途中退席しますので、ご了承いただきます。

<委員長就任あいさつ>

高木委員長

それでは、本日は、私が委員長に就任して初めての会議ですので、一言ごあいさつを申し上げます。

中野区教育委員会では、平成17年度に策定した「中野区小中学校再編計画」に基づき再編を進めておりまして、着々と、この4月の中野中学校のスタートで前期を終わるところでございますが、その間、新学習指導要領の実施ですとか、国による35人学級の推進、あるいは地域とともにある学校づくりに関する提言などで、学校を取り巻く環境が大きく変わっております。山田前委員長のもとで「中野区立小中学校再編計画」改定に関する基本的な考え方を取りまとめていただいたところです。私の一番の仕事は、この任期中にこれを具現化して、「中野区立小中学校再編計画」を具体的に整備することを考えております。何分、力不足ではございますが、一生懸命やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

高木委員長

日程第1、「中野区教育委員会委員の議席の決定について」を上程いたします。

委員の議席については、中野区教育委員会会議規則第4条の規定により、委員長が指定

することになっております。ただいま着席している議席をそれぞれの委員の議席として指定いたします。

<日程第2>

高木委員長

次に、日程第2、第19号議案から第20号議案までの計2件を一括して上程いたします。それでは、学校・地域連携担当、新井副参事から議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校・地域連携担当）

お手元にごございます資料に従いましてご説明させていただきます。

まず、第19号議案でございます。「中野区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提案する理由は、中野区常葉少年自然の家の廃止及び中野区立少年自然の家条例の一部改正に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

1枚おめくりいただきます。新旧対照表がございます。こちらで内容のほうのご説明をさせていただきます。

第2条「使用者」でございます。条例の一部改正のときにもご説明させていただきましたが、こちら、使用者は、常葉少年自然の家の関係で田村市の教育委員会等の使用を規定している部分でございます。この部分についての削除をするものでございます。

また、第3条におきましては、読み替え規定の整備をするものでございます。

また、1枚おめくりいただきますと申込書等がございます。こちらの申込書は、現行のほうは表題の部分が「【軽井沢・常葉】」という形になってございますが、「軽井沢」という形に変更をするものでございます。

規則のほうは以上でございます。

次に、第20号議案「中野区立少年自然の家処務規則を廃止する規則」でございます。

提案の理由は、中野区常葉少年自然の家の廃止に伴いまして、規則を廃止するものでございます。

この処務規則につきましては、常葉少年自然の家の組織等に関しまして必要な事項を定めるということで、所長等を置くこと、また、所長が決定できる事案の範囲等を定めたものでございますが、常葉少年自然の家の廃止に伴いまして廃止するものでございます。

ご説明のほうは以上でございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑等がありましたらお願いいたします。

大島委員

ちょっと確認です。

第20号議案の処務規則を廃止する規則ですけれども、もともこの処務規則というのは、常葉の少年自然の家に関することを規定していた規則だったという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

こちら、当初につきましては軽井沢のほうもございましたので、途中で軽井沢については指定管理者制度が導入されることになったことから常葉だけの規定という形に改正して、現在はこちらは常葉のみの規定を掲げているものでございます。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

山田委員

少年自然の家の申込書の書式でございますけれども、現行と改正案、「使用目的」と「使用団体」というふうになっていますが、この少年自然の家を使用する場合には団体に限ることになっていたでしょうか。これを確認させていただきたいと思います。

副参事（学校・地域連携担当）

現在の条例の中では、最終的に生涯学習という形に限っておりますけれども、個人的な利用も可能という形になってございます。

山田委員

といった場合に、「使用団体」という名前を残すべきでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

個人的な利用も可という形にしてございますが、ほとんどの利用が団体利用という形になってございます。そういったことでこういった様式を継承しているものでございます。

山田委員

もう一度確認します。

個人でも使用ができるようになるということであれば、「使用団体等」ということでもよろしいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

はい。様式につきましては今後検討させていただきたいと思っております。

高木委員長

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、上程中の第19号議案から第20号議案までを一括して挙手の方法により採決いたします。

ただいま上程中の第19号議案から第20号議案までの計2件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第3>

高木委員長

続きまして、日程第3、第21号議案から第22号議案までの計2件を一括して上程いたします。

健康福祉部学習スポーツ担当、浅川副参事、議案の説明をお願いいたします。

健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)

それでは、第21号議案及び第22号議案について一括してご説明させていただきます。

まず、第21号議案「中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

改正理由につきましては、右上に「3月30日参考資料」と記しております資料をごらんください。そこに記載しておりますように、中野区行政財産使用料条例が一部改正されたためでございます。条例改正では、中野区地域生涯学習館の廃止に伴いまして、生涯学習館の使用料を規定した別表14が削除されまして、別表15は小・中学校体育館の使用料金をあらわしているものでございまして、そこに書いてある内容の表でございます。これが4月1日の施行日をもって「別表14」という番号に繰り上がります。

これを受けまして、今度は「中野区立学校施設の開放に関する規則新旧対照表」をごらんください。先ほどの「別表15の表」という表記を「別表14の表」という表記に改めるも

のでございます。したがいまして、施行日も条例と同じ平成24年4月1日とするものでございます。

続きまして、第22号議案「中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」についてのご説明をいたします。

改正の理由と内容につきましては、第21号議案と同じでございます。ただし、こちらにつきましては、改正手続として多少複雑になってございまして、中野区立学校設備使用規則そのものを改正するのではなく、同規則の一部を改正する規則の一部を改正するというものでございます。

この意味合いでございますが、新旧対照表が二つついてございます。まず、2枚目の、右上に「参考」と書かれたほうの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。この表の右側の現行の欄でございますけれども、3カ所に下線が引かれてございます。ここの部分は、上から言うと、「前項」を「前条」とする文言の修正のため、真ん中は、廃止する地域生涯学習館の使用承認書、交付時期を削除するため、また、一番下は、地域生涯学習館の使用料金表を削除するための改正でございますが、これらにつきましては、既に1月27日の委員会で議決いただきまして、4月1日の施行を待っている状態でございます。

以上の改正内容は、手続といたしまして、中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則を制定し施行するという形で行っております。具体的には、もう1枚の新旧対照表をごらんください。その右側にありますのが、先ほどの改正内容を盛り込んだ、規則の一部を改正するための規則の条文でございます。ただし、このうち、ここでは、下線部にございますとおり、地域生涯学習館をあらわす別表14を削除しまして、体育館をあらわす別表15だけを残す状態になってございます。ところが、先ほど申し上げましたとおり、この部分につきましては、その後、条例改正により「別表14」と名前を変えておりますので、この規則の一部を改正する規則におきましても「別表14」と名称を変えるものでございます。

この規則の一部を改正する規則の一部改正の施行日でございますが、本体規則の施行日4月1日には施行されている必要がございますので、公布の日から施行するというものでございます。この手続を経て初めて先ほどの本体規則の新旧対照表に戻るものでございますけれども、左側の改正案の下線部、体育館の料金表を意味するところの別表15が「別表14」と名前を変えて4月1日の施行を待つということになります。

私からの説明は以上のとおりでございます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

内容的なことについては了解しました。法令をつくるときのテクニク的なことなのでしょうけれども、使用規則というのはわかるのですが、「一部を改正する規則」というのをつくると、それをまた今回みたいにちょっと変えるときに、「……の一部を……」とすごく複雑になってしまうので、こういうのは好ましくないと思うのです。使用規則の一部を改正する規則でなく、この前、そういう規則をつくったときに、もともとの使用規則というのを変えるというふうにはできなかつたのでしょうか。そのときに問題提起しなかつた私が悪いのかもしれないのですけれども。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

規則を改正する手続といたしましてこのように決まっておりますので、今回についてもそれに従って改正手続を行ったものでございます。

教育長

基本的にはそういうことなのですけれども、ちょっと経過がございます。

これは、昨年度、全庁的に事業見直しを行いましたときに、全部の施設の使用料について改定を行いました。その改定を行ったときには、生涯学習館について廃止の方向は出していたのですけれども、最終的に区として区民の意見を聞いて決定するということだったので、全庁的な施設の使用料の改正を先に行って、その後、生涯学習館の廃止ということになりましたので、一応、施設使用規則の一部を改正する規則を先に改正していただいて、使用料の改定をした上で今度廃止するということになりましたので、一部改正規則の一部改正ということになりました。これは、大島委員がおっしゃるように、通常のケースではありませんけれども、改正の手法としてはこういう手続をとらせていただく、ということになります。

大島委員

使用料は使用料条例で決まっていて、使用規則の中にそれを引用する形で決まっていると思うのです。その使用料が変わったことで、使用規則の一部が変わってくるようになると思うのですけれども、そのときに変える方法としては、使用規則というのを変えるということはありませんで、一部を改正する規則というのを改正するということになるという理解かと思うのです。その使用規則というもの自体を変えることができないということをもう1回ご説明いただけないでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

もともと規則を一部改正するときには、表には出ない形でございますが、このような形で規則の一部を改正する規則というのをつくってございます。ただ、今回、このような形で一部を改正する規則ということの修正をしないのは、今回の第22号議案の学校設備使用規則につきましては、4月1日の施行を前提といたしまして、先ほど申し上げました違う部分の3点を修正する、改正するというので、これは先に公布しているものでございます。実際のそこの施行は4月1日になってございます。ところが、これに加えて、今回、条例に基づきまして表の名前が変わりましたので、これもあわせてそこに盛り込まなくてはいけなくなったものでございます。

高木委員長

ほかに質疑はございますでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、上程中の第21号議案から第22号議案までを一括して挙手の方法により採決いたします。

ただいま上程中の第21号議案から第22号議案までの計2件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員賛成）

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査は終了いたしました。

学習スポーツ担当・浅川副参事、本日は出席ありがとうございました。どうぞご退席ください。

（浅川健康福祉部副参事退席）

<報告事項>

高木委員長

それでは、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私のほうから、前回3月23日の第10回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

3月23日金曜日、第九中学校と中央中学校で閉校式がありました。第九中学校は山田前委員長と大島委員、中央中学校は私と飛鳥馬委員と田辺教育長が出席しました。

私からは以上です。

それでは、順番に報告をいただきたいと思います。

まず、大島委員、お願いします。

大島委員

九中の閉校式に出席してまいりました。生徒たちもすごく規律正しく、みんなで厳かな雰囲気の中で閉校を迎えるということになりました。とてもいい式だったと思うのですが、一抹の寂しさみたいなものを私も感じていました。

以上です。

高木委員長

次、山田委員、お願いします。

山田委員

私も第九中学校の閉校式に出席いたしました。第九中学校61年の歴史で、1万5,000人余の卒業生を世に送り出していたわけですが、歴史をひもときますとこんな記載があるのですね。「昭和35年、第九中学校分校は独立し、中野区中央中学校となる」と。もともとはこの二つの中学は源流は一緒だったということではないかと思います。私は第九中学校の近くに住んでいますので、よく犬を連れて散歩に行ったもみじ山公園に突然九中の校庭ができたのを今でも覚えております。ここに校庭ができるのだと。それは中学校の校庭が小さかったからだろうというふうに思いました。

そういうことを非常に懐かしく思うのと、実は今度の中野中学ができるに当たって、この閉校式であいさつをされた2年生の女子の学生さんなのですが、この子は小学校のときも一度再編統合を経験しているのですね。旧桃丘小の子どもであって、それが桃花小学校に行かれて、第九中学に在籍して今度は中野中学と。前々から、この学区については2回の統合再編を経験する子どもがいるということは存じていたのですが、実際にその子の成長を見て、その子はその子なりにすばらしく成長されて、統合されたことに対して自分の意をしっかりとてまた次のステップを踏むと。私としては非常にうれしく思ったの

ですけれども、そうでない子もいるかもしれないので、新校に対して十分なケアをしたいと思いました。

私からは以上でございます。

高木委員長

それでは、飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

私は中央中へ行きました。山田委員が言われたように、生徒がふえて分校が独立して、またそれが一緒になるみたいなどころがありまして、本当に寂しいなという気がします。ただ、議長さん、それから高木先生のあいさつ、それから、生徒の代表もそうでしたけれども、多分、中央中学校の伝統というのがまた引き継がれていくなと思いますので、期待しております。

以上です。

高木委員長

それでは、教育長、お願いします。

教育長

特にございませぬ。

高木委員長

各委員から以上の報告につきまして何か補足、質問、ご発言がありますでしょうか。

山田委員

一つよろしいですか。

今回の第九中学校と中央中学校の統合ですけれども、同じ規模同士の中学校の統合ということで、今度、中野中学校として誕生する現第九中学校の中はすごく大変な思いをしているのではないかと思います。恐らく、きょうのこの日もいろいろなことで作業をされていて、生徒の数もかなり多いですし、いろいろな機器も多いとなると、非常に大変な思いをされているかと思うので、教職員の皆様方には、ぜひ健康に留意されて新しい学校のスタートを切っていただけるようお願いしております。

以上です。

高木委員長

ほかに発言がないようでしたら事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

事務局から何か報告事項はございますでしょうか。

事務局

特にございません。

高木委員長

以上で、本日の日程を終了いたしました。

ここで傍聴の皆様には4月の教育委員会の開会についてお知らせします。

来週4月6日金曜日は休会いたします。再来週4月13日金曜日、その次の20日金曜日は、いつもどおり午前10時から、こちらの教育委員会室で教育委員会の会議を開会する予定です。4月27日金曜日は、地域での教育委員会のため、鍋横区民活動センターに会場を移して教育委員会の会議を行います。開会時間はいつもどおり午前10時からです。したがって、4月の教育委員会の会議は、13日と20日と27日の合わせて3回です。

これをもちまして、教育委員会第11回定例会を閉じます。

午前10時28分閉会